

○ 総務省
法務省
経済産業省
省令第

号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 名

法務大臣 名

経済産業大臣 名

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年
法務省
経済産業省
省令第 二 号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定認証業務)</p> <p>第二条 法第二条第三項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものであることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解 二 大きさ二千四十八ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算 三 楕円曲線上の点がなす大きさ二百二十四ビット以上の群における離散対数の計算 <p>〔四 略〕</p>	<p>(特定認証業務)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である千二十四ビット以上の整数の素因数分解 二 大きさ千二十四ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算 三 楕円曲線上の点がなす大きさ百六十ビット以上の群における離散対数の計算 <p>〔四 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。